

一人ひとりの人権を尊重し
市民との協働を推進するために
協働のまちづくり実施計画



平成27年3月

小 郡 市

(総務部 協働推進課)

目 次

はじめに	1
第1章 基本指針	2
1. 小都市の地域自治の現状と課題	2
(1) 地域自治の現状	2
(2) 新たな地域課題の増大	2
(3) 少子高齢化の進行	3
2. 新たな地域自治の体制づくり	4
(1) 協働の定義	4
(2) 基本理念	4
(3) 自助・共助・公助	4
(4) 協働の領域	5
(5) 協働に期待される効果	6
3. まちづくり組織の役割	7
(1) まちづくり組織とは？	7
(2) まちづくり組織に期待される役割と活動	9
(3) まちづくり組織の部会構成	11
4. 協働のまちづくり推進事業（市の支援策）	13
(1) 協働のまちづくりの推進体制	13
(2) 校区推進員による人的支援	13
(3) 地域活動の拠点施設の確保	14
(4) まちづくり組織への財政支援	14
(5) 市民への情報提供と市職員の意識啓発	14
第2章 実施計画	15
1. 実施計画の概要	15
(1) 計画の目的	15
(2) 計画の位置付け	15
(3) 目指すべき姿	15
(4) 重点項目	15
(5) 計画の期間	16
2. 重点項目の取り組み	17
(1) 総合的な推進	17
(2) 体制づくり	19
(3) 意識づくり	21

3. 計画の推進体制	23
(1) 施策体系図	23
(2) 実施スケジュール	23
(3) 推進体制と進行管理	23
資料編	26
・市民との協働のまちづくりのイメージ（第5次小郡市総合振興計画より抜粋）	27
・協働のまちづくり市民参加型会議（ワークショップ）を開催しました！	28
・小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員会設置規則	29
・小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員名簿	30

はじめに

本市では、第5次小郡市総合振興計画の中で、平成23年度から今後10年間のまちづくり計画の基本理念を「市民との協働のまちづくり」と決めました。

「市民との協働によるまちづくり」とは、自分たちの地域のことは、自分たちで知恵を出して考え、自分たちで決定し、自分たちの力で実践して、みんなで責任を持ちながら助け合い、支え合い、そして認め合っていく地域社会を実現していくことです。

自助、共助、公助の組み合わせにより、それぞれ自分たちのできることは責任を持って行った上で、できないことをお互いに補完し合うことが「協働」の基本となる考え方です。

本市は、61の自治会（行政区）で構成されており、地域活動の基礎的な単位となっていますが、その規模は大小さまざまであり、それぞれにおいて問題や課題を抱えています。

現在、地域では防犯、防災、福祉、環境、教育など、市民生活に直結する課題や市民ニーズが複雑化、多様化してきており、自治会（行政区）単位では解決できない問題や、行政サービスだけで対応することが難しい状況となってきています。

さらに、少子高齢化の進行により、高齢者世帯の増加、一人暮らしの高齢者の見守り、子どもの居場所づくりなど、新たな地域課題も増大してきており、このままでは、市民生活にとって必要な公的サービスを、地域社会全体で支えていくことが困難になってきているといえます。

この協働のまちづくり事業の推進においては、これまで本市で取り組みを進めてきた「人権のまちづくり」の実績と成果を踏まえ、「差別の現実根ざす」「豊かな関係づくり」「住民参加」の3つの原則に基づき、豊かな人と人とのつながりの中で、誰もが安心して暮らすことができるまち、一人ひとりの人権が大切にされる地域社会の構築を目指していく必要があります。

現在、中学校区単位で先行して取り組まれてきた「人権のまちづくり」においても、組織体制や事業内容などの課題解決に向けた取り組みを進めるにあたり、今後は、目指すべきまちづくりの姿を同じくする「市民との協働によるまちづくり」の推進を通じて、人権のまちを実現していくために、具体的に検討を進めることとしています。